省　令

○経済産業省令第十九号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）の規定に基づき、日本電気計器検定所の検定等を行う者の資格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月七日

経済産業大臣　世耕　弘成

日本電気計器検定所の検定等を行う者の資格を定める省令の一部を改正する省令

日本電気計器検定所の検定等を行う者の資格を定める省令（昭和三十九年通商産業省令第百五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十五条第一項の経済産業省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第百五十号）第二十五条第一項の経済産業省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気、物理若しくは機械に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状若しくは同項第二号の第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者（同法附則第七項の規定により第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者とみなされたものを含む。）であって、電気計器の試験の実務に一年以上従事した者	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において電気、物理若しくは機械に関する学科を修めて卒業した者又は電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十四条第一項第一号の第一種電気主任技術者免状若しくは同項第二号の第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者（同法附則第七項の規定により第一種電気主任技術者免状又は第二種電気主任技術者免状の交付を受けている者とみなされたものを含む。）であって、電気計器の試験の実務に一年以上従事した者
二・三　［略］	二・三　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。